別表第１（第５条関係）

オ　ー　プ　ン　カ　ウ　ン　ター　公　告

令和８年度南紀熊野ジオパーク学習用ハンドブック制作及び配送委託業務について、次のとおりオープンカウンターを行うので、公告する。

令和８年１０月２０日

南紀熊野ジオパーク推進協議会　会長　宮﨑　泉

１　オープンカウンターに付する事項

（１）事業年度

令和８年度

（２）調達業務の名称

令和８年度南紀熊野ジオパーク学習用ハンドブック制作及び配送委託業務

（３）調達業務の内容

仕様書のとおり

（４）契約期間

契約締結日から令和９年３月１８日まで

２　オープンカウンターに参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

（１）自治法令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（２）和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格に関する要綱（令和５年和歌山県告示第１０００号。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『１０．企画・広告・手配』の小分類『１．広告・デザイン・映像制作』」であること。

その他業務種目に係る入札参加資格の取扱いについては、オープンカウンター説明書のとおり

（３）和歌山県内に本店を有する者、又は県内に支店等を有し、かつ、その長を代理人に選任している者であること。

（４）和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（令和５年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

（５）和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成２０年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

（６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

３　仕様書及びオープンカウンター説明書を交付する場所及び期間

（１）場所

南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局

東牟婁郡串本町潮岬２８３８－３（和歌山県立南紀熊野ジオパークセンター）

（２）期間

令和８年１０月２０日から令和８年１０月２９日までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第３９号）第１条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前９時００分から午後５時００分（最終日にあっては、午後４時００分）まで

（３）質問の期間

仕様書及びオープンカウンター説明書について質問がある者は、令和８年１０月２０日

から令和８年１０月２６日までの間において、南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局に対して、所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

その他質問の方法等については、オープンカウンター説明書のとおり

4　オープンカウンターの見積書の提出の場所及び期間（提出期限）

（1）場所

南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局

東牟婁郡串本町潮岬２８３８－３（和歌山県立南紀熊野ジオパークセンター）

（2）期間（提出期限）

令和８年１０月２０日から令和８年１０月２９日までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第３９号）第１条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前９時００分から午後５時００分（最終日にあっては、午後４時００分）まで

5　オープンカウンターの方法に関する事項

（1）オープンカウンターは、所定の見積書に見積もりする事項を記入し、その見積書を提出して行うこと。

（2）見積書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には見積者の氏名及び案件番号を表示すること。

（3）郵送により見積書を提出する場合には、封筒（封皮に見積者の氏名を表示したもの）に密封した見積書を令和８年１０月２９日午後４時００分までに、南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局へ必着させること。

（4）その他見積もり方法の細目については、オープンカウンター説明書のとおり

6　オープンカウンターの無効に関する事項

本公告に示したオープンカウンター調達資格のない者がした見積もり及びオープンカウンター説明書に記載する無効な見積もりに該当する見積もりは、無効とする。

なお、本県から和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の交付を受けた者であっても、決定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等見積書の提出期限の日の時点で２に掲げる要件を満たしていない者のした見積もりは、無効とする。

7　落札者の決定に関する事項

（1）オープンカウンターの要件、執行方法等の細目については、オープンカウンター説明書に記載するとおりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、オープンカウンターを延期し、又は取りやめることがある。

見積者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合でオープンカウンターを公正に執行できない状況にあると認めたときは、オープンカウンターを延期し、又はこれを廃止することがある。

（2）このオープンカウンターの開札（封筒を開封し、見積書を確認することをいう。）は、見積書の提出期限後直ちに、南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局の複数の職員により行うものとする。

（3）和歌山県財務規則第１０９条の規定により同規則１０２条の規定に準じて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積もりを行った者を落札者とする。

（4）落札者となるべき同価の見積もりをした者が２人以上あるときは、直ちに当該見積者に代わって当該開札事務に関係のない南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局の職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

（5）落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が２に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において、南紀熊

野ジオパーク推進協議会は落札者に対して損害賠償責任その他の何らの責任を負わないものとする。

8　契約書の要否

要

9　その他

（1）このオープンカウンター及びそれに基づく発注（契約）に関する事務担当の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局

イ 所在地

東牟婁郡串本町潮岬２８３８－３（和歌山県立南紀熊野ジオパークセンター）

郵便番号　６４９－３５０２

電話番号　０７３５－６７－７１００

ファクシミリ番号　０７３５－６７－７１９１